

1 個別支援計画関係

(1) 個別支援計画の作成手順について

① アセスメント（保護者及び障害児と面接）

障害児の課題の把握

アセスメントの記録を残すこと

② 個別支援計画の原案を作成

児童発達支援管理責任者がアセスメントの結果を元に作成

③ 原案に関する担当者会議

会議で担当者より出された意見は記録すること。

④ 会議で出た意見を踏まえ、原案を修正

個別支援計画に記載すべき内容

→障害児・保護者の意向、支援の方針、目標・達成時期の設定 など

⑤ 個別支援計画について保護者に同意を得て交付

同意した日付を付して署名又は押印を受けること。

⑥ モニタリング

少なくとも6ヶ月に1度見直しを行うこと。

(2) 例年、特に指摘が多い事項について

① 6ヶ月を過ぎても計画の見直しを行っていない。

→ 前回作成した個別支援計画の実施期間が4月～9月の場合、10月までに次の計画を作成し保護者から同意を得てください。

10月中に保護者から同意が得られていない場合は、個別支援計画未作成減算の対象となります。

② アセスメントやモニタリングが面接によって行われていない。

→ 障害児や保護者がどのような支援を求めているのか、直接面談し、話を聴くことが必要です。面談した結果を記録に残してください。

③ 個別支援計画の原案と、これについて職員へ意見を求める会議の記録がない。

→ 個別支援計画の原案を議題とし、直接支援を行う職員の意見を反映させてください。会議の中で出た意見等は記録に残してください。

④ 個別支援計画の始期が実際のサービスの提供よりも後になっている。

→ 個別支援計画を作成し、保護者の同意を得てサービスを提供してください。

2 人員配置基準

(1) 児童発達支援

<児童発達支援センター以外>

- ① 児童指導員又は保育士 (注1)
 - ・障害児が10人まで：2人以上
 - ・10人を超えるもの：2人に障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
(例) 障害児11人～15人→3人必要
障害児16人～20人→4人必要
 - ・1人以上は常勤
 - ・機能訓練担当職員、看護職員の数を含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士
- ② 児発管 1人以上 (1人以上は専任かつ常勤)
- ③ 機能訓練担当職員 機能訓練を行う場合に置く
- ④ 看護職員 医療的ケアを行う場合に置く
- ⑤ 管理者

注1：令和5年3月31日までは、障害福祉サービス経験者含むことに留意

<主として重症心身障害児を通わせる場合>

- ①～⑤につき各々1人以上
- ① 嘱託医、② 看護職員、③ 児童指導員又は保育士、④ 機能訓練担当職員、⑤ 児発管

<児童発達支援センター>

- ① 嘱託医 1人以上
- ② 児童指導員及び保育士
 - ・おおむね障害児4人につき1人以上
 - ・児童指導員 1人以上
 - ・保育士 1人以上
- ③ 栄養士 1人以上 (障害児が40人以下の場合は置かないことができる)
- ④ 調理員 1人以上 (調理業務を委託する場合は置かないことができる)
- ⑤ 児発管 1人以上
- ⑥ 機能訓練担当職員 機能訓練を行う場合に置く
- ⑦ 看護職員 医療的ケアを行う場合に置く
- ⑧ 管理者

<主として重症心身障害児を通わせる場合>

上表人員に加え、看護職員、機能訓練担当職員を各々1人以上配置

※なお、共生型児童発達支援については、共生型の人員基準となることに留意

(2) 医療型児童発達支援

- ① 診療所に必要とされる従業者 医療法に規定する必要数
- ② 児童指導員 1人以上
- ③ 保育士 1人以上
- ④ 看護職員 1人以上
- ⑤ 理学療法士又は作業療法士 1人以上
- ⑥ 児発管 1人以上
- ⑦ 機能訓練担当者(言語訓練等行う場合) 必要となる数
- ⑧ 管理者

(3) 放課後等デイサービス

- ① 児童指導員、保育士(注1)
 - ・障害児が10人まで: 2人以上
 - ・10人を超えるもの: 2人に障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
(例) 障害児11人~15人→3人必要
障害児16人~20人→4人必要
 - ・1人以上は常勤
 - ・機能訓練担当職員、看護職員の数を含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士
- ② 児発管 1人以上(1人以上は専任かつ常勤)
- ③ 機能訓練担当職員 機能訓練を行う場合に置く
- ④ 看護職員 医療的ケアを行う場合に置く
- ⑤ 管理者

注1: 令和5年3月31日までは、障害福祉サービス経験者含むことに留意

<主として重症心身障害児を通わせる場合>

- ①~⑤につき各々1人以上
- ① 嘱託医、② 看護職員、③ 児童指導員又は保育士、④ 機能訓練担当職員、⑤ 児発管

※なお、共生型放課後等デイサービスについては、共生型の人員基準となることに留意

(4) 居宅訪問型児童発達支援

- ① 訪問支援員
 - ・事業規模に応じて必要な数
 - ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後 又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後
直接支援の業務に3年以上従事した者
- ② 児発管 1人以上(専ら当該事業所の職務に従事する者であること)
- ③ 管理者(注2)

注2: 管理者は①及び②を兼務することはできないことに留意

(5) 保育所等訪問支援

- ① 訪問支援員 事業規模に応じて必要な数
→ 障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者
 - ② 児発管 1人以上（専ら当該事業所の職務に従事する者であること）
 - ③ 管理者（注2）
- 注2：管理者は①及び②を兼務することはできないことに留意

(6) 福祉型障害児入所（主として知的障害児を入所させる施設の場合）

- ① 嘱託医 1人以上
 - ② 児童指導員及び保育士
 - ・おおむね障害児4人につき1人以上（30人以下の施設は更に1人を加える）
 - ・児童指導員 1人以上
 - ・保育士 1人以上
 - ③ 栄養士（障害児が40人以下の場合は置かないことができる）
 - ④ 調理員（調理業務を委託する場合は置かないことができる）
 - ⑤ 児発管 1人以上
- 注3：主として自閉症児を入所、盲ろうあ児を入所又は肢体不自由児を入所させる施設は別に規定あることに留意

(7) 医療型障害児入所（主として重症心身障害児を入所させる施設の場合）

- ① 病院として必要とされる従業者 医療法に規定する必要数
 - ② 児童指導員及び保育士
 - ・児童指導員 1人以上
 - ・保育士 1人以上
 - ③ 心理指導を担当する職員 1人以上
 - ④ 理学療法士又は作業療法士 1人以上
 - ⑤ 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 注4：主として自閉症児を入所又は肢体不自由児を入所させる施設は別に規定あることに留意

(8) 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる施設等を除く場合）

- ① 嘱託医 1人以上
 - ② 児童指導員及び保育士
 - ・おおむね障害児4人につき1人以上（30人以下の施設は更に1人を加える）
 - ・児童指導員 1人以上
 - ・保育士 1人以上
 - ③ 栄養士（障害児が40人以下の場合は置かないことができる）
 - ④ 調理員（調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる）
 - ⑤ 児発管 1人以上
 - ⑥ 機能訓練担当職員 日常生活を営むのに必要な訓練を行う場合
 - ⑦ 看護職員 医療的ケアを行う場合
 - ・②、⑥及び⑦の総数は、通じておおむね児童数4人に1人以上で、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士
- 注5：主として難聴児を通わせる施設は別に規定あることに留意

3 自己評価の公表（児童発達支援、放課後等デイサービス）

提供する児童発達支援（放課後等デイサービス）の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- 1 事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
 - 2 従業員の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
 - 3 児童発達支援（放課後等デイサービス）の事業の用に供する設備及び備品等の状況
 - 4 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
 - 5 事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
 - 6 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
 - 7 児童発達支援（放課後等デイサービス）の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- ※ 評価及び改善を図るに当たっては、児童発達支援（放課後等デイサービス）ガイドラインを参考にすることが望ましい。

「児童発達支援（放課後等デイサービス）ガイドライン」は高知県のホームページに掲載しています。（障害福祉課→障害児通所支援事業に関するガイドライン等について）

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2017061300237/>

これらの評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。



インターネットによる公表が困難な場合は、紙媒体を事業所の見やすい場所（受付や掲示板等）に掲示し、保護者・利用者・利用希望者等が誰でも見られる状態とするとともに、公表結果を保護者へ配布することをもって公表の方法として差し支えない。

※ 平成30年12月5日付け高知県障害福祉課長名の事務連絡を参照すること。

自己評価結果等未公表減算（平成31年4月1日から適用）

自己評価結果報告書が県に提出されていない場合に15%減算する。